

札幌大学女子短期大学部学則

昭和43年4月1日
制定

第1章 総則

(目的)

第1条 札幌大学女子短期大学部（以下「本学」という。）は、学校法人札幌大学（以下「法人」という。）が設置する学校として、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、建学の精神をもって、男女共同参画社会の発展を追求し、女子のキャリア形成に資する教育を施すとともに、生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、教育研究成果を広く社会に提供することを目的とする。

(点検評価及び公表)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、法人の監督下において、教育研究等の状況を定期的に点検し、自己評価を行うとともに、法人による評価を受けて、その結果を公表するものとする。

2 本学は、第1項に定める点検評価に対し、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

(教育内容及び方法の改善)

第1条の3 本学は、前条の点検評価の結果を踏まえ、教育内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第2章 学科、目標・目的及び修業年限

(学科及び定員)

第2条 本学において設置する学科及びその定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
キャリアデザイン学科	30人	60人
こども学科	50人	100人

(学科の教育目標及び人材育成の目的)

第2条の2 本学に設置する学科の教育目標及び人材育成の目的は、次のとおりとする。

学科	教育目標及び人材育成の目的
キャリアデザイン学科	① 21世紀社会を女性として自立的に生き抜く自覚と責任感をもち、社会人としての基礎的な素養とマナーに基づく対人コミュニケーション力を駆使して、社会の変化にも柔軟に対応し、自らの人生を自在に切り拓く人材を育成する。 ② 国際都市・札幌において、基礎的な語学力をベースに国境を越えて発展する地域の諸相を見聞・体感し、地域の取り組みに参加することを通じて、地域において他者と共に新しい価値を生み出す力、すなわち「地域共創力」を身につけた人材を育成する。 ③ 情報化、国際化する現代社会で必要とされる幅広い教養と、ビジネス社会で求められる基本的な専門知識やホスピタリティ能力をベースに、自立した職業人として北海道経済を担う種々の産業分野において活躍できる人材、また、地域の中で働き生活する社会人として21世紀の地域コミュニティを主体的に支えていくことができる人材を育成する。
こども学科	① 豊かな人間性と確かな専門性を身に付け、地域における子どもの教育、保

育、子育ての充実に貢献できる人材を養成する。

- ② 子どもや遊びの本質と多様性を理解し、確かな知識・技能をもって子どもの健全な育ちを支えることのできる人材を養成する。
- ③ 子ども的人格形成に深くかかわる者としての自覚をもち、自らの感性と表現力を磨きながら学び続けようとする人材を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 3 必要ある場合、学長は、第1項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(2) 本学の開学記念日 5月6日

(3) 夏期休業 8月1日から8月31日まで

(4) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第7条 本学に、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

(授業の方法)

第7条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の場合において、授業を外国で履修させることができる。

第7条の3 削除

(単位の計算方法)

第8条 各授業科目の単位数は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う授業については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して本学が定め

る時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(授業科目の種類、単位数及び履修方法等)

第10条 授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別表第1の定めるところによる。

- 2 履修に関する必要事項は、別に定める。

第11条 削除

(他の短期大学等における授業科目の履修の許可)

第12条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下、「短期大学等」と総称。）との協議に基づき、学生に当該校の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、当該校において修得した単位については、30単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。
- 4 他の短期大学等の授業科目の履修に関する必要事項は、別に定める。

(他の短期大学等又は高等専門学校における学修の認定)

第12条の2 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学等又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとし、こども学科については、次のとおりとする。
 - (1) 他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について、30単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。
 - (2) 他の短期大学等において履修した授業科目のうち、教養科目に相当するものについて、30単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条の3 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（第30条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第18条に定める転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第12条第2項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第12条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとし、こども学科については、次のとおりとする。
 - (1) 他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について、30単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。
 - (2) 他の短期大学等において履修した授業科目のうち、教養科目に相当するものについて、30単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

第5章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

(入学の出願)

第15条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 入学の志願に関する必要事項については、別に定める。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学出願者については、所定の選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学手続及び入学許可に関する必要事項は、別に定める。

(転入学及び再入学)

第18条 他の短期大学等に在籍し、本学への転入学を志願する者があるとき、又は本学を正当の理由で退学し、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 転入学及び再入学に関する必要事項は、別に定める。

第6章 休学、転科、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない理由により6月以上修学することができない者は、学長が休学を許可することができる。

2 病気を理由とする休学は、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

4 休学の手続に関する必要事項は、別に定める。

(休学期間)

第20条 休学期間は、第3条第2項の在学年限に算入しない。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

第21条 休学の理由が消滅した場合には、学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

3 復学の手続に関する必要事項は、別に定める。

(転科)

第22条 本学の学生で他の学科へ転科を願い出る者があるときは、選考のうえ、学長が転科を許可することがある。

2 前項の規定により転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、学長が決定する。

3 転科に関する必要事項は、別に定める。

(転学)

第23条 他の短期大学等への転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 転学の手続に関する必要事項は、別に定める。

(留学)

第24条 外国の短期大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める在学年限に含めることができる。

3 留学の手続に関する必要事項は、別に定める。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その理由を明示し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学の手続に関する必要事項は、別に定める。

(除籍)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第20条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠った者

(4) 長期にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。

3 復籍の手続に関する必要事項は、別に定める。

第7章 委託学生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(入学及び受入れ許可)

第27条 委託学生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、及び外国人留学生として志願する者があるときは、本学正規課程の学生の学修に妨げがない限り、学長が選考のうえ、入学又は受入れを許可することがある。

(委託学生)

第28条 官公庁、外国政府及びその他の事業体から本学での学修を委託されたときは、委託学生としてこれを許可することがある。

2 委託学生に関する必要事項は、別に定める。

(研究生)

第29条 本学において、学業に係る特定の分野又は事項について研究することを志願するものがあるときは、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する必要事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第30条 本学の学生以外の者で、本学において1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する

ものがあるときは、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第31条 他の短期大学等の学生で、本学と当該校との協定に基づき、本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第32条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入学を志願するものがあるときは、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要事項は、別に定める。

第8章 試験、学業の評価及び成績通知

(試験)

第33条 履修した授業科目については、試験を行い、学業成績を考査する。

2 試験は、筆記、口頭、実技及びレポートによって行う。ただし、平常点によってこれを代えることがある。

(学業の評価、成績評価基準及び成績通知)

第34条 学業成績は、AA、A、B、C、D及びEに分け、AA、A、B及びCを合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 前項の成績は、学生に通知する。

第9章 卒業、学位授与及び資格の取得

(卒業)

第35条 2年以上在学して別表第1に定める所定の授業科目及び単位数を修得し、卒業認定基準を満たした者には、学長が卒業を認定する。

2 前項の卒業認定基準は、あらかじめ明示するものとする。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

4 第1項の在学年限には、休学の期間を算入しない。

(学位授与)

第35条の2 本学を卒業した者には、次の区分に従って短期大学士の学位を授与する。

学科	学位
キャリアデザイン学科	短期大学士（教養）
こども学科	短期大学士（教育学）

(教育職員免許状の取得)

第35条の3 教育職員免許状を取得しようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める要件を満たすとともに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に関する必要事項は、別に定める。

(保育士の資格取得)

第35条の4 保育士の資格を取得しようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格取得に関する必要事項は、別に定める。

- 第36条 削除
- 第37条 削除
- 第38条 削除
- 第39条 削除
- 第40条 削除

第10章 学費等納付金

(学費等納付金)

第41条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費の金額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 30,000円
- (2) 入学金 200,000円
- (3) 授業料 770,000円
- (4) 施設設備費 120,000円

2 前項に規定する納付金その他、教育に必要な費用を徴収することがある。

3 学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

(授業料及び施設設備費の納付期日)

第42条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を願い出ることができる。

春学期 445,000円 納付期日 5月1日

秋学期 445,000円 納付期日 9月30日

(退学、休学の場合の学費)

第43条 退学を願い出る者は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、当該学期の納付期日までに願い出が受理され退学が許可された者は、この限りではない。

(授業料等納付金の不返還)

第44条 既納の授業料等納入金は、返還しない。ただし、入学手続時における取扱いは、この限りでない。

第11章 職員組織

(職員組織)

第45条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員（以下「職員」と総称する。）を置く。

2 本学に、副学長、学科長を置くことができる。

3 職員に関する規程は、別に定める。

(教育職員)

第45条の2 教育職員は主に、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。

2 教育職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教

3 本学の教育は専任の教育職員が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任の教育職員も担当する。

(事務職員)

第45条の3 事務職員は主に、一般管理業務、教育（厚生補導を含む。）及び研究に関する事務に従事する。

(学長)

第45条の4 学長は、教育研究等の校務をつかさどる。

2 学長は、職員を統督する。

(学長の選任及び任期)

第45条の5 学長は、理事会において選任する。

- 2 学長の任期は、4年の範囲内とし、理事会において定める。ただし、8年を限度として、再任を妨げない。
- 3 学長はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 学長が欠けたときの後任の任期は、4年の範囲内で理事会において定める。
- 5 学長は、札幌大学の学長が兼ねることができる。
- 6 学長の選考については、別に定める。

(副学長)

第45条の6 副学長は学長が推薦し、理事長が任命する。

- 2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて、校務をつかさどる。

(事務局)

第46条 本学の校務を処理するため、事務局を置く。

第47条 削除

第12章 教授会

(教授会)

第48条 本学に、教授会を置く。教授会は、学長、副学長、専任の教授、准教授、講師、助教、事務局長又は部長、その他学長が指名する者をもって組織する。

- 2 教授会は学長が招集し、議長を務める。
- 3 学長は、教授会における職務の補佐役として、副議長を指名することができる。
- 4 教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、教授会の意見をとりまとめる。
- 5 教授会は、次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。
 - (1) 学生の入学、卒業、課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 学長は、教授会における職務を副学長に代行させることができる。
- 7 教授会に関する必要事項は、別に定める。

(機関の設置)

第49条 学長は、運営上必要と認めるときは、別に機関を置くことができる。

第13章 賞罰

(表彰)

第50条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒は、退学、停学及びけん責の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学は、有期停学と無期停学とに分ける。停学のうち、有期停学は3月以内とし、3月を超えるものを無期停学とする。
- 5 懲戒の手續に関する必要事項は、別に定める。

第14章 教育研究支援

(図書館)

第52条 本学に、図書館を置く。

(研究所)

第52条の2 本学に、研究所を置くことができる。

第15章 生活支援

(保健室等)

第53条 本学に、学生及び職員の保健、衛生を管理するために保健室等を置く。

第16章 教育研究成果の公開

(教育研究活動状況の公表)

第54条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、教育研究活動の状況を公表するものとする。

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 改廃手続

(改廃手続)

第56条 この学則の改廃は、学長の意見を聴いて理事会が決定する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和61年度から昭和75年度において各学科の入学定員及び総定員は、第2章第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	昭和61年度		昭和62～74年度		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英文学科	150	230	150	300	80	230
国文学科	120	200	120	240	80	200
文化学科	100	180	100	200	80	180

経営学科	160	240	160	320	80	240
経営管理専攻	80	120	80	160	40	120
秘書専攻	80	120	80	160	40	120

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年度以前入学生は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成5年度以前入学生は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成6年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとし、第2条の規定にかかわらず、平成9年度本学の学生総定員は英文学科160人、

国文学科80人、文化学科80人、経営学科160人（経営管理専攻80人、秘書専攻80人）とする。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成9年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとし、第2条の規定にかかわらず平成10年度本学の学生総定員は英文科160人、国文学科80人、経営学科160人（経営管理専攻80人、秘書専攻80人）とする。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成10年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年度から平成16年度において、英文学科、経営学科経営管理専攻、秘書専攻の入学定員は、第2章第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	平成12年度 入学定員	平成13年度 入学定員	平成14年度 入学定員	平成15年度 入学定員	平成16年度 入学定員
英文学科	126人	126人	126人	126人	126人
経営学科	144	144	144	144	144
経営管理専攻	72	72	72	72	72
秘書専攻	72	72	72	72	72

3 平成11年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成14年度から平成16年度において、英文学科、経営学科経営管理専攻及び秘書専攻の入学定員は、第2章第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科専攻	平成14年度 入学定員	平成15年度 入学定員	平成16年度 入学定員
英文学科	80人	70人	60人

経営学科	120	110	100
経営管理専攻	70	65	60
秘書専攻	50	45	40

3 平成13年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年度以前入学生は、第10条第1項及び第35条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

(経営学科経営管理専攻及び経営学科秘書専攻の存続に関する経過措置)

3 経営学科経営管理専攻及び経営学科秘書専攻は、第2条の規定にかかわらず平成17年度以前入学生が当該専攻に在学している間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年度以前入学生は、第10条第1項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(英文学科及び経営学科の存続に関する経過措置)

- 2 英文学科及び経営学科は、第2条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

(経過措置)

- 3 平成24年度以前入学生は、第2条の2、6条、7条、10条第1項に規定する別表第1、13条、22条、35条の2及び44条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(英文学科の廃止)

- 2 英文学科は、平成26年3月31日付けで廃止する。

(経営学科の廃止)

- 3 経営学科は、平成26年3月31日付けで廃止する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。